

令和6年度国風第一幼稚園預かり保育について2024年3月

1 預かり保育のあらまし

お仕事をお持ちのお母様や、急な用務により保育終了後お子様と一緒に過ごすことの出来ないときにお役に立てることを目的として、通常の保育終了後の午後2時から午後4時まで、5時まで及び6時までの預かり保育を行うものです。

2 預かり保育の種類及び料金

① 月単位で（一定の期間継続して）行う場合

（例えば、お母様がお仕事をされている場合にご利用下さい。）

A. 4時00分まで毎日 月額 3,300円

B. 5時00分まで毎日 月額 5,500円

C. 6時00分まで毎日 月額 7,700円

- ・ 延長する場合は、1時間当たり差額220円を頂きます。（5時から6時までの延長は220円、4時から6時までの延長は440円）
- ・ 冬休み、春休みの預かり保育は月単位の預かり保育の方に限り参加することが出来ます。

② 1日単位で行う場合

（例えば、急な用務により出かけなければならなくなった場合にご利用ください。）

D. 4時00分まで1回 1日 330円

E. 5時00分まで1回 1日 550円

F. 6時00分まで1回 1日 770円

- ・ バス通園の方で、降園時にバス停にお迎えのない場合、園児さんの安全のため一旦幼稚園までお連れし、預かり保育としてお預かりします。改めて幼稚園までお迎えをお願いします。
- ・ 徒歩通園の方で、定められた時刻にお迎えのない場合、園児さんの安全のため預かり保育としてお預かりします。
- ・ 預かり保育料は、お申込時の時間の区分にかかわらず、保護者の方のお迎えの時刻により、規定に従って集金させていただきます。

3 補助金の交付について（新1号認定の名古屋市在住者のみ）

令和5年度の実績で、令和6年度については現時点では未定で3月中に決まる予定です。

① 名古屋市の補助金について

2の①のA、B又はCの月単位で行う場合（新1号認定の名古屋市在住者）の保育料に対して、名古屋市私立幼稚園預かり保育補助金が交付されます。補助金額は、幼稚園児1人につき、毎月徴収する保育料の1/2相当の額（ただし、月2,000円を限度とし、10円未満は切り捨てる。）です。

② 具体的な金額の計算

5時までの月単位契約者の保育料の場合補助金の額は、次のとおりです。

- a. 毎月徴収する保育料の1/2相当の額の計算

$$5,500円 \div 2 = 2,750円$$

- b. 限度額 2,000円

c. a.又はb.のいずれか低いほうの金額

2,000円が補助金額となります。

d. 実質的な負担額

名古屋市の補助金が交付されることにより、5時までの月単位契約者の保育料の実質的な負担額は、

5,500円－2,000円＝3,500円となります。

同様に、4時までの月単位契約者の保育料の実質的な負担額は、1,650円です。

③ 申請手続き

補助金の申請にあたって、保護者は所定の書類を提出して頂きます。

申請の時期、書類などについては、後日お知らせ致します。

④ 補助対象外

1日単位の預かり保育及び夏期特別預かり保育については補助金の対象とはなりませんのでご承知ください。また、名古屋市以外にお住まいの方は対象外となります。

4 預かり保育利用料の無償化について（新2号・新3号認定のみ）

保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）を受けた方は、利用日数に応じて（450円×利用日数）最大月額11,300円を上限に預かり保育の利用料が無償化されます。保護者からの申請により、後日、3カ月ごとまとめて支給されます。（償還払い）

預かり保育利用料の給付額の計算例

Ⓐは支給限度額、Ⓑは利用実績（保護者の支払い実績）

ⒶとⒷの低い方の金額が給付金として支給されます。

16:00 まで1日単位で利用する場合	18:00 まで1日単位で利用する場合
利用料 1日 330円で20日利用 Ⓐ 450円 × 20日 = 9,000円 Ⓑ 330円 × 20日 = 6,600円 支給額：Ⓐ 9,000円 > Ⓑ 6,600円 Ⓑの方が下回るので、6,600円を支給	利用料 1日 770円で20日利用 Ⓐ 450円 × 20日 = 9,000円 Ⓑ 770円 × 20日 = 15,400円 支給額：Ⓐ 9,000円 < Ⓑ 15,400円 Ⓐの方が下回るので、9,000円を支給
16:00 まで1日単位で利用する場合	18:00 まで1日単位で利用する場合
利用料 1日 330円で10日利用 Ⓐ 450円 × 10日 = 4,500円 Ⓑ 330円 × 10日 = 3,300円 支給額：Ⓐ 4,500円 > Ⓑ 3,300円 Ⓑの方が下回るので、3,300円を支給	利用料 1日 550円で10日利用 Ⓐ 450円 × 10日 = 4,500円 Ⓑ 770円 × 10日 = 7,700円 支給額：Ⓐ 4,500円 < Ⓑ 7,700円 Ⓐの方が下回るので、4,500円を支給
16:00 と 17:00 までを1日単位で利用する場合	17:00 と 18:00 までを1日単位で利用する場合
利用料 1日 330円で10日利用 1日 550円で10日利用 Ⓐ 450円 × 20日 = 9,000円 Ⓑ 330円 × 10日 + 550円 × 10日 = 8,800円 支給額：Ⓐ 9,000円 > Ⓑ 8,800円 Ⓑの方が下回るので、8,800円を支給	利用料 1日 550円で5日利用 1日 770円で15日利用 Ⓐ 450円 × 20日 = 9,000円 Ⓑ 550円 × 5日 + 770円 × 15日 = 14,300円 支給額：Ⓐ 9,000円 < Ⓑ 14,300円 Ⓐの方が下回るので、9,000円を支給

16:00 まで <u>月単位</u> で利用する場合	18:00 まで <u>月単位</u> で利用する場合
利用料 1 ヶ月 3,300 円で 10 日利用 ㉠ 450 円 × 10 日 = 4,500 円 ㉢ 3,300 円 支給額 : ㉠ 4,500 円 > ㉢ 3,300 円 ㉢の方が下回るので、3,300 円を支給	利用料 1 ヶ月 7,700 円で 18 日利用 ㉠ 450 円 × 18 日 = 8,100 円 ㉢ 7,700 円 支給額 : ㉠ 8,100 円 > ㉢ 7,700 円 ㉢の方が下回るので、7,700 円を支給
16:00 までの <u>月単位</u> で利用する場合	17:00 までの <u>月単位</u> で利用する場合
利用料 1 ヶ月 3,300 円で 6 日利用 ㉠ 450 円 × 6 日 = 2,700 円 ㉢ 3,300 円 支給額 : ㉠ 2,700 円 < ㉢ 3,300 円 ㉠の方が下回るので、2,700 円を支給	利用料 1 ヶ月 5,500 円で 10 日利用 ㉠ 450 円 × 10 日 = 4,500 円 ㉢ 5,500 円 支給額 : ㉠ 4,500 円 < ㉢ 5,500 円 ㉠の方が下回るので、4,500 円を支給
17:00 までの <u>月単位</u> で利用し、18:00 まで延長を利用した場合	16:00 までの <u>月単位</u> で利用し、17:00 まで延長を利用した場合
利用料 1 ヶ月 5,500 円で 15 日利用、そのうち 18:00 まで延長が 3 日利用 ㉠ 450 円 × 15 日 = 6,750 円 ㉢ 5,500 円 + 220 円 × 3 日 = 6,160 円 支給額 : ㉠ 6,750 円 > ㉢ 6,160 円 ㉢の方が下回るので、6,160 円を支給	利用料 1 ヶ月 3,300 円で 15 日利用、そのうち 17:00 まで延長が 10 日利用 ㉠ 450 円 × 15 日 = 6,750 円 ㉢ 3,300 円 + 220 円 × 10 日 = 5,500 円 支給額 : ㉠ 6,750 円 > ㉢ 5,500 円 ㉢の方が下回るので、5,500 円を支給

※ 預かり保育の無償化金額は、支給限度額（450 円×利用日数）と利用実績（保護者の支払い実績）の低い額です。

※ 17 時までの月単位で 1 ヶ月に 5,500 円を支払っても、利用実績（450 円×利用日数）と比較して低い額が支給されます。

※ 預かり保育の無償化に伴う支給は、償還払い（後日の支払い）になります。3 か月ごとまとめて、後日保護者が申請することにより登録された口座に振り込みされます。4、5、6 月分は 8 月から 9 月の支給になります。

従いまして、預かり保育料は、その都度、必要な金額を幼稚園に納入していただきます。

5 預かり保育の実施日

原則として、国風第一幼稚園の開園日。

1、2 及び 3 学期の始業式と終業式、運動会及びこどもまつりの前日、(いずれも半日保育) 並びに冬休みと春休みの一部の預かり保育は、お弁当持参で実施します。

夏休み・冬休み・春休みの預かり保育の実施日は、年間行事予定でお知らせします。

冬休み・春休みの預かり保育は月単位申込者限定です。

夏休み、冬休み及び春休み期間中は 1 日単位の預かり保育は実施しません。

6 預かり保育のお休み

① 国風第一幼稚園の休業日のため預かり保育を実施しない日

土曜日・日曜日・祝日・運動会の代休日

② ①以外の預かり保育を実施しない日

入園式・運動会・こどもまつり・お遊戯会・卒園式・夏休み中のお盆休みの期間・冬休み中

の年末年始・春休みの3月末から4月始業式まで・その他特別な理由で預かり保育を実施しない日。

詳細及びこの休業日以外で預かり保育を実施しない日については、行事予定などでその都度お知らせします。

7 預かり保育の登録と申し込みの方法

① 月単位で行う場合

【1月単位で保育料が設定され、1月に何日預かり保育を利用しても保育料は定額】

まず、書面により月単位預かり保育の登録をしていただきます。所定の登録用紙に必要な事項をご記入の上、担任にご提出ください。登録用紙をお持ちでない方は月単位預かり保育の登録用紙は幼稚園事務所にありますので、事務所もしくは担任にお申し出ください。

さらに月単位での預かり保育を希望する月の前月25日24時までに、バスキャッチのスマートフォンサイトのメニュー「月単位の預かり保育の申込(登録)」から月ごとに登録してください。

文書による月単位預かり保育の登録は、初回のみで、バスキャッチでの申し込みは毎月お願いいたします。

月単位預かり保育料は毎月6日の授業料と一緒にご指定のゆうちょ銀行口座からの引落になります。

日々の預かり保育の利用日を、バスキャッチで申し込んでください。申し込みは1日単位、曜日単位及び月単位で出来ます。

預かり保育の利用日を申し込んだ後、中止する場合は、バスキャッチでキャンセルしてください。

バスキャッチでの利用申し込み及びキャンセルは、当日の午前7時30分までにお願ひします。それ以降は、電話で幼稚園までお申し出ください。

② 1日単位で行う場合

【1日単位で保育料が設定され、利用した日数分の保育料になる】

書面による事前の申し込みの必要はありません。

預かり保育の利用日をバスキャッチで申し込んでください。

1日単位預かり保育料は翌月6日の授業料と一緒にご指定のゆうちょ銀行口座からの引落になります。

預かり保育の利用日を申し込んだ後、中止する場合は、バスキャッチでキャンセルしてください。

バスキャッチでの利用申し込み及びキャンセルは当日の午前7時30分までにお願ひします。それ以降は、電話で幼稚園までお申し出ください。(052-524-0592)